

第 51 回鶴見区民まつり

ブース出店者募集要項



1 趣旨

鶴見区は花博記念公園鶴見緑地において、地域や各種団体等の運営による飲食や体験のブースをはじめ、区内で活動される団体・グループによるステージの発表、豪華なパレードなど、コミュニケーションの場、交流の場として、楽しい一日を過ごしていただけるよう、皆さまと一緒に作る「鶴見区民まつり」を開催しています。

鶴見区民まつりに出店し、準備や当日のブース運営を通じてコミュニティ促進や出店者と来場者の交流を深めていただくきっかけづくりにすることを目的として、「ブース出店者」を募集します。

2 開催日時

令和 7 年 10 月 5 日（日）午前 10 時から午後 3 時（開会式は 9 時 30 分から）

（雨天決行・荒天中止）

3 会場

花博記念公園鶴見緑地

4 主催

鶴見区民まつり実行委員会・鶴見区役所

5 出店料

無料（場所のみ提供）

6 応募資格

次の(1)～(7)のすべてを満たすこと

- (1) 鶴見区内で活動する法人、団体又はグループであること
- (2) 出店区画（奥行 2 間×横 3 間（3.6m×5.4m））以内で実施できる内容であること
※出店区画に車両を置くことはできません。
- (3) 出店内容が飲食及び物品の販売以外であること（※1）
※出店内容例：啓発、ヨーヨー釣りなどの遊び、○○作り体験等
- (4) 出店時に次の行為を行わないこと
・営業行為及び従業員の勧誘等

- ・出店団体等の紹介（チラシ配布や自社商品の紹介等）（※2）

なお、出店団体名をチラシ及び事務局が配付する出店番号札（当日出店場所に要掲示）に記載するため、来場者から団体に関する問合せがあった場合は口頭で回答することは可能。

- (5) 「9 抽選会及び説明会」に参加すること（代理参加可）
- (6) 美化委員 3 名を選出し、鶴見区民まつり当日に会場内ごみ箱に立ち合い、分別指導及びごみ廃棄場所への運搬等を行うこと（令和 6 年度は 1 団体 2 時間程度従事）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という）との関わりがないこと

（※1） 障がいのある方が作成した食品及び物品（クッキーや小物等）は販売可能です。

（※2） 福祉施設（団体）等については、出店場所で団体紹介のみ可能です。

7 申込期間

令和 7 年 6 月 9 日（月）～ 6 月 27 日（金）午後 5 時 30 分必着

※窓口申込の場合は、平日午前 9 時～午後 5 時 30 分

※申込期間を過ぎた場合、受付できません。

8 申込方法

鶴見区ホームページに掲載又は窓口にて配付する申込書に必要事項を記載のうえ、郵送、メール、FAX 又は窓口にてご提出ください。なお、申込書に記載していない申込は受付できません。

【申込先】

〒538-8510

大阪市鶴見区横堤 5－4－19

鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会事務局

鶴見区役所市民協働課（1 階 8 番）

電話番号：06-6915-9166 FAX 番号：06-6913-6235

メールアドレス：tr0002@city.osaka.lg.jp

9 抽選会及び説明会

次の抽選会及び説明会には必ず参加してください。欠席した場合は、出店を取消する場合があります。（代理参加可）

- (1) 新規出店者抽選会（出店可否決定）

申込者多数の場合は抽選会により出店者を決定します。なお、抽選会を実施しない場合は、事務局よりその旨を連絡します。

日 時：令和7年7月11日（金）午後7時30分から（受付開始は午後7時から）
場 所：鶴見区役所 4階 403・404 会議室
その他：抽選会開始時刻（午後7時30分）までにお越しにならない場合は辞退したものとみなします。

(2) 第2回出店者説明会（場所抽選・実施概要説明）

日 時：令和7年7月17日（木）午後7時30分から（受付開始は午後7時から）
場 所：鶴見区民センター 2階 小ホール

(3) 第3回出店者説明会（美化従事内容を含む最終説明、レンタル物品支払、支給物品配付）

日 時：令和7年9月11日（木）午後7時30分から
場 所：鶴見区役所 3階 302・303 会議室

10 留意事項

- ・ 出店場所は花博記念公園鶴見緑地の屋外（くすのき通、中央通）です。
- ・ 出店場所の大きさは奥行2間×横3間（3.6m×5.4m）です。
- ・ 出店場所は優先団体抽選後の空き場所の中から、抽選順に指定することができます。
- ・ 発電機を持ち込むことはできません。電気を使用する場合は、必ず鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会にレンタル（有料）する必要があります。ただし、電気を充電するポータブル電源は持ち込み可能です。
- ・ テント、机、椅子は持ち込みいただくか、鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会のレンタル（有料）をご利用ください。
なお、テントは出店場所の範囲内であれば大きさや色の指定はありません。
- ・ レンタル物品（机、椅子等）を紛失、破損した場合は、時価にて弁済いただきます。
- ・ 設営・撤収の時間は次のとおりです。

設営：（前日）令和7年10月4日（土）午後1時～午後7時

（当日）令和7年10月5日（日）午前7時～午前9時

撤収：（当日）令和7年10月5日（日）午後3時閉会式終了後～午後5時30分

- ・ 出店が確定した団体は、第2回出店者説明会の際に暴力団排除に関する誓約書を提出いただきます。
- ・ 出店時に発生したごみは鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会が指定する廃棄場所に廃棄できます。ただし、粗大ごみ（鍋、石膏ボード、自転車等）は廃棄できませんので、持ち帰りください。
- ・ ルール の 順守 及び 事務局 からの 指示 に 応じ ない 場合は、即時出店許可を取り消すとともに、次年度以降出店不可とします。

11 問合せ先

〒538-8510



大阪市鶴見区横堤 5－4－19

鶴見区コミュニティ育成事業実行委員会事務局

鶴見区役所市民協働課（1階8番）

電話番号：06-6915-9166 FAX 番号：06-6913-6235

メールアドレス：tr0002@city.osaka.lg.jp